# 赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員会

# 報　告　書

『不正行為再発防止策の提言』

令和２年３月

目　次

はじめに …… 1

1　検討体制 …… 2

2　事件の経緯 …… 3

3　事件の概要 …… 4

4　原因の分析 …… 6

5　再発防止策の提言 …… 7

総　括 …… 11

参考資料

赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員会設置要綱 …… 12

## はじめに

平成 19 年 2 月に赤穂市職員が収賄容疑で逮捕されるという不祥事があって以降、本市は市民の信頼回復のため、入札制度の見直しやコンプライアンス体制の確立など、種々の不正再発防止策を実施してきました。

しかし、残念なことに、令和元年、本市職員による加重収賄等事件が再び発生しました。この度の職員による加重収賄等事件は、市民の皆様の市政に対する信用、信頼を著しく失墜させるとともに、これまで職員が額に汗して真面目に日々積み重ねてきた努力の結果を、瞬時にして水泡に帰すものであり極めて残念でなりません。

本市は、この度の事件の原因究明と再発防止策を講じるために、「赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員（以下、当委員会という。)」を設置しました。

当委員会は、原因について議論検討した結果、今回の事件について、当該職員個人の資質に問題があった点も否定しませんが、その背景には、不祥事の発生の要因となる組織的な問題が、未だ数多く存在すると判断しました。かかる原因究明に基づき、当委員会は、不正の起こりにくい入札制度導入の可能性、職員倫理の向上のための研修制度の徹底、不正を起こさないための新たな組織づくり等について検討し、その検討結果を本報告書としてまとめました。

二度とこのような不祥事が起きることがないよう、本報告書で提起した原因分析を真摯に受けとめ、組織の管理として不十分なところを総点検し、提言した再発防止策を着実に実行されるとともに、赤穂市職員としての使命と責任を改めて自覚し、全職員一丸となって、市政の信頼回復に全力で取り組んでください。

令和２年３月

赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・
入札制度等検討委員会
委員長　有　田　伸　弘

## 1　検討体制

市では、職員による加重収賄等事件について、その原因究明並びに再発防止及び職員の法令遵守意識の徹底について具体的な対策を検討し、もって市民の信頼回復を図ることを目的として、赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員会を設置した。

### ⑴　委　員

| 氏　　名 | 所　　属 | 備　考 |
|---|---|---|
| 有　田　伸　弘 | 関西福祉大学社会福祉学部准教授 | 委員長 |
| 羽　田　由　可 | Ｈ＆Ｓ法律事務所　弁護士 | 副委員長 |
| 松　原　清　悟 | みなと銀行赤穂支店長 | |
| 大　谷　浩　司 | 兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課長 | |

**幹　事**

| 氏　　名 | 所　　属 | 備　考 |
|---|---|---|
| 藤　本　大　祐 | 副市長 | 幹事長 |
| 尾　崎　順　一 | 会計管理者 | |
| 岸　本　慎　一 | 総務部長 | |
| 高　見　博　之 | 市民部長 | |
| 古　津　和　也 | 建設経済部長 | |
| 大　黒　武　憲 | 地域活性化推進担当部長 | |
| 東　南　武　士 | 教育次長（管理担当） | |
| 永　石　一　彦 | 上下水道部長 | |
| 長　坂　幸　則 | 市民病院事務局長 | |

### ⑵　開催状況

| 年　月　日 | 事　　項 |
|---|---|
| 令和元年 11 月 8 日 | 第 1 回委員会<br>・不正行為再発防止策について<br>（事件の経過報告・資料説明・進め方等について）<br>（入札契約制度に関する事項、人事管理に関する事項）<br>・再発防止のための聞き取り調査について |
| 令和元年 12 月 17 日 | 第 2 回委員会<br>・初公判傍聴内容の報告（元建設課土木係長）<br>・事件の背景や原因の分析<br>・不正行為再発防止策について<br>（入札契約制度に関する事項、人事管理に関する事項） |

| | |
|---|---|
| 令和２年１月 30 日 | 第３回委員会<br>・初公判傍聴内容の報告（元下水道課工務係長及び贈賄側業者元社長）<br>・判決公判傍聴内容の報告（元建設課土木係長）<br>・事件の背景や原因の分析<br>・不正行為再発防止策について<br>（不正行為再発防止に向けた取組み項目の整理） |
| 令和２年２月 27 日 | 第４回委員会<br>・判決公判傍聴内容の報告（元下水道課工務係長及び贈賄側業者元社長）<br>・不正行為再発防止策について<br>（不正行為再発防止のための提言のとりまとめ） |
| 令和２年３月 25 日 | 第５回委員会<br>・「赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員会」報告書のとりまとめ |

※幹事会開催

①令和元年 10 月 18 日、②令和元年 12 月６日、③令和２年１月 23 日、
④令和２年２月 19 日

### ⑶　職員への聞き取り調査

①　公共工事、入札・契約等に関わる職員への聞き取り調査

市では、公共工事、入札・契約等に関わる職員 63 名に対し、事件後速やかに、業者（利害関係者）との関係性について、「赤穂市倫理行動規範ハンドブック」に抵触するような行為がなかったか聞き取り調査を行い、不適切な行為がなかったことを確認している。

②　副市長による全職員聞き取り調査

現在、副市長が約 1,000 名の全職員を対象とした不正行為再発防止のための聞き取り調査を実施しており、２月末日現在、199 名の聞き取り調査を終了している。引き続き、未実施職員の聞き取り調査を行い、調査結果については、今後の再発防止に係る資料として、取り組みに役立てていくことが重要である。

## ２　事件の経緯

| 年　月　日 | 内　　容 |
|---|---|
| 令和元年９月 13 日 | 加重収賄等容疑で建設課土木係長を逮捕 |
| | 贈賄等容疑で請負業者である贈賄側業者社長を逮捕 |
| 令和元年９月 14 日 | 兵庫県警察本部が市役所庁舎を家宅捜索 |

| | |
|---|---|
| 令和元年 10 月 4 日 | 神戸地方検察庁が建設課土木係長を起訴 |
| | 他の公共工事における加重収賄等容疑で建設課土木係長を再逮捕 |
| | 神戸地方検察庁が贈賄側業者元社長を起訴 |
| | 他の公共工事における贈賄等容疑で贈賄側業者元社長を再逮捕 |
| 令和元年 10 月 24 日 | 神戸地方検察庁が加重収賄等容疑で建設経済部主幹（元建設課土木係長）を追起訴 |
| | 神戸地方検察庁が贈賄等容疑で贈賄側業者元社長を追起訴 |
| | 官製談合等防止法違反容疑で下水道課工務係長を逮捕 |
| | 官製談合等防止法違反容疑で贈賄側業者元社長を再逮捕 |
| 令和元年 10 月 25 日 | 兵庫県警察本部が上下水道部庁舎、下水管理センター、市役所庁舎を家宅捜索 |
| 令和元年 11 月 11 日 | 建設経済部主幹（元建設課土木係長）を懲戒免職処分 |
| | 管理監督者であった関係職員（3 名）を懲戒処分 |
| 令和元年 11 月 12 日 | 兵庫県警察本部が加重収賄容疑で下水道課工務係長を追送検 |
| | 兵庫県警察本部が贈賄容疑で贈賄側業者元社長を追送検 |
| 令和元年 11 月 13 日 | 神戸地方検察庁が下水道課工務係長を起訴 |
| | 神戸地方検察庁が贈賄側業者元社長を追起訴 |
| 令和元年 12 月 9 日 | 上下水道部主査（元下水道課工務係長）を懲戒免職処分 |
| | 管理監督者であった関係職員（2 名）を懲戒処分等 |
| 令和元年 12 月 13 日 | 神戸地方裁判所で元建設経済部主幹の初公判 |
| 令和 2 年 1 月 20 日 | 神戸地方裁判所で元上下水道部主査の初公判 |
| 令和 2 年 1 月 22 日 | 元建設経済部主幹に対する判決公判（懲役 2 年、執行猶予 4 年、追徴金 30 万円） |
| 令和 2 年 2 月 26 日 | 元上下水道部主査に対する判決公判（懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年、追徴金 10 万円）<br>贈賄側業者元社長に対する判決公判（懲役 2 年、執行猶予 4 年） |

## 3　事件の概要

### ⑴　元建設課土木係長の事件

①　公訴事実の概要

元建設課土木係長は、市管理の道路・橋梁・溝渠の新設改良、維持管理等の職務に従事していたが、市が平成 29 年 12 月 8 日に入札を執行した「城南橋橋梁修繕工事」の一般競争入札、平成 29 年 3 月 22 日に入札を執行した「新赤穂大橋橋梁修繕（その 2）工事」及び平成 29 年 9 月 6 日に入札を執行した「塩屋野中線道路改良工事」の総合評価落札方式（簡易型）による条件付き一般競争入札に関し、土木工事等業者である贈賄側業者元社長に対し、洲本市内の飲食店等において入札の秘密事項である同工事の

設計金額等を教えて、同社に同工事を落札させた。さらに、入札情報を漏らした見返りとして、姫路市内の駐車場等において同社元社長からそれぞれ現金 10 万円（合計 30 万円）を受け取ったものである。

② 公判の陳述等

【知り合った経緯】

・平成 19 年ないし平成 20 年頃、工事現場において贈賄側業者元社長と知り合った。

・平成 28 年 4 月の人事異動に伴い土木係長となり、関連する工事の打ち合わせなど、元社長と話すことが多くなった。

・元社長に職場の愚痴などを聞いてもらったりしているうちに、一緒に飲食する関係となった。

【業務の状況等】

・土木係長のポストは建設経済部の核となる存在であると言われていたため、重圧があった。

・人事異動により新たに若手職員が配属されたが、初めての部署、初めての仕事で、より重圧となった。

・ストレスチェックでは医師の面接指導が必要と判断され、産業医の面接を受けた。

【設計金額の漏えいと金銭等の授受】

・元社長から設計金額を教えてほしいと話を持ち掛けてきたが、最初ははぐらかしていたが、飲食の接待を受けていたため、また仕事をうまく回していきたいという思いから教えた。

・最初、賄賂は受け取れないと断ったが、何回か繰り返しているうちに、そういう意識がなくなり、法令遵守の感覚がマヒしていた。

### ⑵ 元下水道課工務係長の事件

① 公訴事実の概要

元下水道課工務係長は、市内の下水道施設等の設計監督、維持管理等の職務に従事していたが、市が平成 29 年 11 月 1 日に入札を執行した「浜市地区雨水渠整備工事」の総合評価落札方式（簡易型）による条件付き一般競争入札に関して、土木工事等業者である贈賄側業者元社長に対し、下水管理センターにおいて入札の秘密事項である同工事の設計金額等を教えて、同社に同工事を落札させた。さらに、入札情報を漏らした見返りとして、贈賄側業者の事務所において同社元社長から現金 10 万円を受け取ったものである。

② 公判の陳述等

【知り合った経緯】

・平成 23 年頃に下水道工事の下請け業者として贈賄側業者元社長と知り合い、下水道工事現場の知識や技術を教えてもらった。

【業務の状況等】

・平成 29 年度は、仕事も多忙を極め、負担が大きいと感じていた。

・贈賄側業者は、現場対応が丁寧であり、また台風対応等、緊急時の動ける機材を持っており、市にとっても必要と考えていた。

【設計金額の漏えいと金銭等の授受】

・元社長から、最初に設計金額について聞かれたのは平成 29 年で、その後も 2 度 3 度話を持ち掛けてきたが、はぐらかし再三断ったが、贈賄側業者との関係性を維持したいためと、自分が断れば部下が巻き込まれると危惧したため、設計金額等を教えた。

・賄賂の現金 10 万円は、贈賄側業者事務所にて封筒で渡され、最初は断ったが最終的には受取った。

・設計積算業務をする職員は業者から狙われており、心の弱い職員は業者からの甘い言葉に負けてしまう。

・飲食接待は受けていないが、ビールや果物をもらっていた。

・上司に相談すべきであったが、贈賄側業者との関係性の維持や、悪いと認識していたため罰せられることへの恐怖と後悔の念から、相談する決心ができなかった。

## ４　原因の分析

今回の加重収賄等事件の原因としては、次のとおり問題行為を行った職員らの個人的な要因だけでなく、当該部署に関係する利害関係者との関係や組織全体について問題が存在するものと推測する。

**【個人的な要因】**

**⑴　倫理意識の欠如**

・「赤穂市倫理行動規範ハンドブック」は知っていたが、危機意識が低く、実践に至っていない。

・不正行為を何回か繰り返しているうちに、法令遵守の感覚がマヒしてしまい、不正行為を続けてしまっている。

・最低制限価格の設定において、ランダム係数が導入されているため、設計金額を教えても、絶対落札するとは思っていない。

**⑵　優先順位の混乱**

・業者との関係性を維持したいこと、自分が断れば部下が巻き込まれることと危惧し、自己中心的な考えに陥り、上司に相談できていない。

・現場対応が丁寧なうえ機動力もあり、また台風対応等災害時においても頼れる必要な業者であったため、恩義に感じていたこともあり、業者から設計金額を教えてほしいとの要請があった時、仕事を円滑に進めたいとの思いもあり教えてしまっている。

**【利害関係者との関係】**

・工事の打合わせや現場立ち合い等で、顔を合わす機会が多かったことから、互いの

仕事の相談や愚痴を話したり聞いたりしているうちに親しくなり、一緒に食事に行くような関係となっている。

・1 人で業者の事務所に出向き工事の打ち合わせを行うほか、携帯電話での連絡など、周囲の目が届かないところで業者と接触することが多い。

**【組織上の問題】**

**⑴　組織体制の不備**

・「赤穂市職員に対する働き掛けの取扱いに関する要綱」、「赤穂市職員の内部通報に関する要綱」及び「コンプライアンス委員会設置要綱」の周知徹底が図れておらず、機能していない。特に、業者等からの働き掛けについて、所属長への報告が全く出来ていなかった。

・過去の不祥事から 10 年余り経過し、公務員倫理、官製談合防止等に係る研修等が不足するなど、組織としての危機意識が低かった。

・職員間のコミュニケーション不足など、上司や同僚に相談できるような、風通しの良い職場環境になっていなかった。

・業者が職員に働き掛け、事前に最低制限価格を探ろうとする不正行為を抑制するための十分な入札・契約制度となっておらず、他にこれを抑制するための方策がとられていない。

**⑵　長期在任者の対応**

・長期に在任する職員は業務執行上では重宝されるが、業者からは狙われており、不適切な関係を構築する要因となっている。

・特に、設計積算業務を担当する職員は業者から狙われている。

**⑶　技術的知識の不足**

・人事異動に伴う初めての部署では、工事に関する技術や知識が不足しており、業者の方がよく知っていることから、業者に教えてもらうということが常態化していた。

## 5　再発防止策の提言

職員への聞き取り調査及び事件の原因を分析し、二度とこのような不祥事が起きないよう、次のとおり再発防止策を提言する。

**【個人的な要因】**

**倫理意識の高揚に関する再発防止策**

・綱紀粛正通知の発出時（7 月・12 月）に、「公務員倫理、内部通報及び職員に対する働き掛けの取り扱い」に関する啓発文書を送信するほか、「赤穂市倫理行動規範ハンドブック」の内容を再度確認するなど、職場内でのグループミーティングを必ず実施し、職員一人ひとりに対する意識啓発を徹底する必要がある。

・職員がノートパソコンを起動した際、毎回、公務員倫理に係るメッセージをポップア

ップウインドウに表示することにより、職員への意識付けの徹底を図る必要がある。

・不正行為を防止するには、自らの心構えや行動を常に点検することが大切であるため、「不正行為の防止に係るセルフチェックシート」を作成し、人事評価の面談時（2回/年）にあわせて自己点検することが重要である。

**【利害関係者との関係】**

・設計積算・入札等に関わる職員と業者との対応について具体的な方針を作成し、組織的な対応を図るとともに、業者にもその旨を周知徹底する必要がある。

・業者との連絡は、原則、個人の携帯電話を使用せずに、事務室の固定電話を使用することが重要である。加えて、業者へは個人の携帯電話の番号を絶対に教えないこととし、業者にもその旨を周知徹底する必要がある。

**【組織上の問題】**

**⑴　入札・契約制度に関する再発防止策**

・職員に対して設計金額の聞き出しなどの不当要求行為への抑止力を働かせるため、指名停止期間及び違約金を加重する必要がある。

指名停止期間（不正行為等に基づく措置基準）

| | |
|---|---|
| 市職員への贈賄容疑により逮捕、送検又は起訴されたとき（贈賄） | 12 ケ月→24 か月 |
| 市発注工事に関し、逮捕又は送検されたとき（談合等） | 18 ヶ月→24 か月 |

違約金

| | |
|---|---|
| 談合等不正行為があった場合の違約金 | 10%　→　20% |

・入札及び契約の手続きにおける公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、外部委員で構成する「入札監視委員会」を設置し、入札結果に対しての調査及び審議を行うなど、適切にチェックを行う体制を整備する必要がある。

※予定価格の事前公表は、職員からの設計金額の漏えいなど、不正行為の強力な防止策となる。しかし、積算能力が不十分な業者が落札する等のデメリットがあるとされ、国は適正価格での発注と工事の品質確保に向けた指導（国交省通知平成 26 年 9 月 30 日）等をしており、これにより全国の自治体は予定価格の事前公表を控えている。しかしながら、前述のように不当な働き掛けを排除するという点ではきわめて有効な手段であるため、デメリットへの何らかの対策が取れるのであれば、予定価格の事前公表も検討すべきと考える。

※価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式は、談合等不正行為が生じにくい方式であるが、受発注者ともに事務負担が増える低入札価格調査制度の導入が必要であり、現在の契約管財課契約検査係の人員での活用は難しい。さらに、他市町では、1 億円以上等の工事等に限定している状況であり、本市では大半が 1 億円未満の工事であることから、今後の検討課題と考える。

**⑵　情報管理に関する再発防止策**

・設計から契約までの期間における設計積算・入札情報は、厳重に情報の管理を行う必要があり、設計積算・入札情報管理マニュアルを作成し、情報管理の徹底（出力、保管、持ち出し）や決裁関係者の限定（必要最低限の決裁者とすることにより、設計価格の情報漏えいを防ぐ。）など、管理手法について組織的な対応を図る必要がある。

### ⑶　人事管理に関する再発防止策

①　職員研修の充実

・公務員倫理や官製談合防止等のほか、業者等から不当な要求等を受けた場合に適切に対応できるよう研修を全職員対象に毎年実施することが重要である。特に、研修の中では、効果的に映像資料（DVD 等）を活用するとともに、懲戒処分基準の説明や確認テストを取り入れ、職員に強い自覚と危機意識を持たせることにより、研修効果を高めることが重要である。

・職員のノートパソコンを利用したｅラーニングによる公務員倫理、官製談合防止等に係る研修を定期的に実施し、意識啓発を図ることが重要である。

・幹部職員は、所管する業務を常に適正に推進していく責任者であるということを自覚し、マネジメント能力やコミュニケーション能力の向上を目的とした、実践的な研修を実施することが重要である。

・技術系職員は、業者を指導する立場であることを自覚し、日々の業務で実務能力を高めるとともに、研修による専門的な知識の習得に努めることが重要である。

・技術系職員に専門的な知識を習得させるための研修の場を提供するなど、研修を受けることができる環境を整えることが重要である。

※設計積算から監督までの一連の業務を一人の職員が担うことは、現場において業者が設計金額を知ろうとする不正行為が起こりやすく、情報漏えいの温床となる懸念がある一方、技術職員にとっては専門的知識や技術の習得（職場研修）に繋がるため、設計積算業務と監督業務を分離することは、慎重な検討が必要と考える。

②　倫理関連制度の周知徹底

・「赤穂市職員に対する働き掛けの取扱いに関する要綱」に基づく研修を行うなど周知徹底を図り、職員が外部から受けた要望等は、必ずその対応内容等を所属長に報告することを徹底し、情報共有の促進を図るほか、不当要求行為等を受けた場合の対応マニュアルを作成する必要がある。また、当要綱等を市の入札ホームページ及び電子入札ホームページに掲載することにより、業者から不当な要求等があった場合の職員対応を業者にも広く周知する必要がある。

・「赤穂市職員の内部通報に関する要綱」に基づく研修を行うなど周知徹底を図り、組織として早期に不正を検出できる体制整備に努める必要がある。

・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、職員からの倫理行動に係る相談事例や全国的な不祥事事例などの情報を共有するとともに、職員へ情報提供を行うなど、注意喚起を図る必要がある。

・各部の調整担当課長であるコンプライアンス委員が、職場の相談員であることを研修の場を活用し周知徹底するとともに、相談員としての役割を確実に果たすことが

重要である。

・「赤穂市倫理行動規範ハンドブック」は、平成 15 年 8 月発行以来 16 年が経過し、社会情勢の変化に対応できていない部分もあり、改正が必要である。なお、懲戒免職になった場合の本来支給されるべき退職手当の額や司法処分事例を掲載するなど、リスクを身近に感じる、より分かりやすいものとすることが重要である。

③　風通しの良い組織づくり

・コミュニケーションの第一歩は挨拶であり、各自が自ら率先して挨拶することを心掛けることが重要である。

・幹部職員は、必要な情報を組織内に周知・共有するとともに、自由に発言できる風通しの良い職場づくりに努める必要がある。

・上司が一方的に部下を評価する人事評価に加え、部下が上司を評価する 360 度評価を導入することにより、マネジメント能力などの改善点を知る機会となり、部下と上司の信頼性の向上が期待できる。

④　長期在任者の対応

・同一職員が同じ業務を担当する期間が長期とならないよう、人事異動サイクルの明確化を図るほか、技術系職員については、技術系職場以外にも可能な限り配置職場を拡大していくなど、人事異動のあり方を見直す必要がある。

・業務のチェック機能の強化及び人材育成の観点から、課内（係内）においても定期的な事務分担ローテーションを実施する必要がある。

## 総　括

今回、このような不祥事が相次いで起こったことは、言語道断の出来事です。根本的には当該職員のコンプライアンス意識の欠如にあるということになりますが、組織としてコンプライアンス意識の醸成を徹底してこなかった点、つまり、過去の事件の教訓を生かせなかった組織としての在り方に問題があったと思われます。

将来にわたり、不祥事の再発を防ぐことができるかどうかは、職員一人ひとりが今回の不祥事を「自分の事」としてしっかりと向き合い、再発防止に向けた取組みの担い手であるという自覚を持つことが必要です。そして、個々の職員のコンプライアンス意識の向上のみならず、組織として再発防止のための取組みを定期的に行うことが肝要です。

再発防止の取組みは、長きにわたる地道な努力の積み重ねですが、特定の部署や一部の職員の一過性の取組みに終わらせることなく、市長を筆頭に幹部職員がイニシアチブを取って、1 日も早く失われた信頼を回復されることを期待します。

# 赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、本市の職員による収賄等事件について、原因の究明並びに再発防止及び職員の法令遵守意識の徹底について具体的な対策を検討し、もって市民の信頼の回復を図るため、赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

⑴　事件の事実関係の把握及び原因究明に関する事項

⑵　不正行為の再発防止に関する事項

⑶　職員の法令遵守意識の徹底に関する事項

⑷　その他、委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、学識経験者、弁護士その他の見識を有する外部委員で組織する。

２　委員は、委員会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　委員の任期は、当該審議が終了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

（幹事会）

第６条　委員会の指示により第２条に規定する事務を処理するため、幹事会を置く。

２　幹事会に幹事長を置き、副市長を持って充てる。

３　幹事会は、会計管理者、総務部長、市民部長、建設経済部長、地域活性化推進担当部長、教育次長（管理担当）、上下水道部長及び市民病院事務局長をもって充てる。

４　幹事会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

（関係者の出席）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席（オブザーバーを含む。）又は関係資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和元年１０月１５日から施行する。